

| | | | |
|---------|-------------------------------------------------------------------|-------|------|
| 氏名(本籍) | 鈴木由美子(茨城県) | | |
| 学位の種類 | 博士(教育学) | | |
| 学位記番号 | 博甲第1,618号 | | |
| 学位授与年月日 | 平成9年3月24日 | | |
| 学位授与の要件 | 学位規則第4条第1項該当 | | |
| 審査研究科 | 心身障害学研究科 | | |
| 学位論文題目 | 表出手段に制限のある運動障害児に対する eye pointing を用いたコミュニケーション指導プログラムの作成並びに有効性の検討 | | |
| 主査 | 筑波大学教授 | | 藤田和弘 |
| 副査 | 筑波大学教授 | | 中司利一 |
| 副査 | 筑波大学教授 | | 福屋靖子 |
| 副査 | 筑波大学教授 | 教育学博士 | 落合良行 |

論文の内容の要旨

本研究では、eye pointing を用いたコミュニケーション指導プログラムを作成し、そのプログラムを表出手段に制限のある運動障害児に実施し、プログラムの有効性を検討することを目的とした。

第1部では、表出手段に著しい制限があり、現時点で有効なコミュニケーションスキルを持たない運動障害児を対象児として想定し、コミュニケーションスキルとしての eye pointing を形成するための指導プログラムを作成した。本プログラムの前提条件を、以下の3点に定めた。

- (1) 重篤な筋疾患や最重度の運動まひ、精神遅滞を随伴し認知発達がサインの習得に必要な段階に達していない脳性まひ等の運動障害児であっても適用可能な内容とする。
- (2) 有効なコミュニケーションスキルを持たない運動障害児に対し、コミュニケーションスキルとしての eye pointing の形成を図ることを目標とする。
- (3) 発達の一行動的アプローチに則り、実施手続きと評価基準を明確にする。

本プログラムは、以下に示す4つのコミュニケーション発達段階と、6つのステージからなる。

- (1) eye pointing を用いた選択行動の形成 (6ヵ月～11ヵ月に相当)

ステージ1：複数の提示刺激から1つの提示刺激の選択

サブステージ：ステージ1-1～1-4

目標：対象児が eye pointing を用いて複数の提示刺激から1つの提示刺激を選択できるようになる。

- (2) eye pointing を用いた要求行動の形成 (1歳0ヵ月～1歳11ヵ月に相当)

ステージ2：写真による、自ら要求する対象物の表出

サブステージ：ステージ2-1～2-3

目標：提示された2つの具体物のうち、対象児が eye pointing を用いて、欲しい方の具体物を他者に示すことができるようになる。

ステージ3：写真・絵カードによる自ら要求する対象者・活動の表出

サブステージ：ステージ3-1～3-3

目標：対象児が eye pointing を用いて、誰と遊びたいか、何をしたいかなどを、他者に示すことができるようになる。

(3)eye pointing を用いた伝達行動の形成 (2歳0ヵ月～3歳5ヵ月に相当)

ステージ4：動作語の学習及び写真・シンボルを用いた文の作成

サブステージ：ステージ4-1～4-3

目標：eye pointing を用いた伝達行動の形成の前段階として、動作語絵カードと動作語シンボルを習得し、写真とシンボルとで2語文を作成する。

ステージ5：写真・シンボルを用いた会話的やりとり

目標：ステージ4までに学習した人物の写真、動作語シンボルを用いて、会話的やりとりを行う。

(4)既存の代替コミュニケーション手段へのeye pointingの適用 (3歳6ヵ月以降に相当)

ステージ6：既存の代替コミュニケーションシステムへのeye pointingの適用

目標：文字または文字に準ずる既存のコミュニケーションシステムへeye pointingを適用する。

第2部では、表出手段に著しい制限のある脳性まひ児3名(CP1～3と表記、生活年齢4歳0ヵ月～6歳4ヵ月)、脳性まひ者2名(CP4, 5と表記、生活年齢16歳11ヵ月～17歳3ヵ月)、並びにWerdnig-Hoffmann病児2名(WH1, 2と表記、生活年齢4歳6ヵ月～7歳3ヵ月)の計7名に対し、第1部で作成した指導プログラムを実施し、その有効性を検討した。

ステージ1を7名の対象児・者に実施した結果、いずれの対象児・者においても、ステージ1-4の達成基準までを満たし、eye pointingを用いた選択行動が形成された。

ステージ2を7名の対象児・者に実施した結果、いずれの対象児・者においても、ステージ2-3の達成基準までを満たし、eye pointingを用いた要求行動が形成された。

ステージ3を6名の対象児・者に実施した結果、いずれの対象児・者においても、ステージ3-2の達成基準までを満たし、eye pointingを用いた要求行動が形成された。しかし、ステージ3-3は、明確なYes-NOサインを持たないCP3に適用したが、学習の成立までに至らなかった。

ステージ4を3名の対象児・者に実施した。その結果、いずれの対象児・者においても、ステージ4-3の達成基準までを満たし、人物の写真と動作語シンボルを用いて、教示された二語文を作成することができるようになった。しかしながら、達成基準は満たしたものの、「主語+動作語」の選択において、主語は選択できたが動作語が選択できなかった試行が多かった。その結果は、対象者の統語能力の発達レベルによるものであると考えられた。

統語能力の発達段階は、次のステージ5での結果とも関連していた。自発的な二語文の発信の促進を目的とするには、本プログラムの内容ではステップ化が不十分であると考えられた。

ステージ6では、CP4に対し、50音マトリクスの習得を目指した指導を行った。その結果、筆者が教示した言葉をCP4が50音マトリクス上で探し、eye pointingで指し示すという手続きにおいて、CP4の平仮名選択の選択率は徐々に上昇していった。50音マトリクスがスムーズに学習できたのは、すでにプログラム実施前に、CP4がかなりの割合の平仮名を弁別可能であったためであると考えられた。

これらの結果を総括すると、本研究で作成した指導プログラムは、表出手段に著しい制限のある運動障害児・者に対し、eye pointingを用いた選択行動及び要求行動を形成し、さらには伝達行動のうち動作語の習得を促すのに、有効であったと考えられる。すなわち、指導プログラムのステージ1～4において設定した階層性が、適切であったと考えられる。

その理由の第1点は、健常乳幼児の言語発達過程に即して設定した本プログラムのステージ化が、有効であったためと考えられる。

第2点は、指導プログラムを作成する際に考案した各ステージの指導手続きが、緻密であり、かつ対象児・者にとっては分かりやすいものであったためと考えられる。

第3点は、各ステージで用いた提示刺激が、対象児・者にとって適切なものであったことが考えられる。

さらに、全ての対象児・者が全てステージ1-1から開始したことも、その後のステージへの移行をスムーズにしたと考えられる。プログラム作成の際に検討した理論的背景からすれば、プログラム実施に先立ち実施される発達検査や言語発達検査の結果から見て、その時点での対象児の認知発達や言語発達の段階に相当するステージから開始することも可能かもしれない。しかしながら、いずれの発達段階にある対象児であっても、eye pointing出現の評価基準である、刺激提示から10ないし20秒以内に注視を開始し、それを3秒間持続するというスキルを習得するための、いわば「見る機能の向上」を図るための手続きとして、ステージ1-1を行うことは有益であろうと考えられる。

以上のように、本研究では、表出手段に著しい制限のある運動障害児・者を対象とし、eye pointingを用いたコミュニケーション指導プログラムを作成し、運動障害児・者に対し縦断的に実施した。その結果、全ての対象児・者について、eye pointingを用いた選択行動及び要求行動を形成することができ、さらに脳性まひ者とWerdnig-Hoffmann病児については、eye pointingを用いた伝達行動を形成することができた。従って、本プログラムのステージ4までの手続きが、eye pointingを用いたコミュニケーションスキルの形成に有効であることが確認された。

今後の課題として、(1)Yes-Noサインの形成、(2)統語学習、(3)文字学習のそれぞれに対応した、本プログラムを補強するための副次的プログラムを作成する必要性が示唆された。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、eye pointing以外に有効な表出手段を持たない運動障害児に対する、独自の体系的なコミュニケーション指導プログラムを開発し、7名を対象として、緻密な手続きと縦断的な評価方法を用いてその有効性を検討した点で、極めて独創的で研究的価値が高い。本研究は、上述の対象児に有効なコミュニケーションスキルの形成に大いに役立つものとして、教育指導上においても非常に高く評価される。

本指導プログラムの構成において今後補強すべき点、指導手続き上の改善を要する点、日常場面における般化の問題等に多少の難点が見受けられるが、優れた研究論文であると認められる。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。